

イーストとくしま観光推進機構 多言語デジタルガイド制作業務 仕様書

1 委託業務の名称

イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）多言語デジタルガイド制作業務

2 委託業務の目的

令和7年に開催された大阪・関西万博を契機に、国内外から徳島県東部エリアを訪れる人に対し、エリア内にあるサステナブルな観光コンテンツに、多言語対応の音声データ及び多言語テキストのガイド環境を用意することで、言葉の壁を取り払ったインバウンド対応を進め、エリア内の周遊とサステナブルな観光コンテンツの高付加価値化を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 委託業務内容

次の徳島県東部を代表するサステナブルな観光コンテンツを本業務の対象スポットとした上で、(1)から(4)の業務を一体的に実施すること。なお、業務の実施に当たっては、一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）と連携を取りながら進めていくこととする。

【対象スポット】

- A 阿波和紙伝統産業会館（吉野川市）
- B 鶴林寺（勝浦町）
- C 田中家住宅（石井町）
- D 雨乞いの滝（神山町）
- E 徳島県立防災センター（北島町）
- F 上板町技の館（上板町）
- G 上板町立歴史民俗資料館（上板町）

(1) 音声ガイドの制作業務

次の①から④により、スマートフォン等の電子機器で利用可能な音声ガイドを制作すること。なお、音声ガイドとは、上記のA～Gの対象スポットを旅行者が訪れた時、スマートフォン等の電子機器を通じて観光コンテンツのメインストーリーや見どころを、音声（ナレーション）で伝えるものであり、当該旅行者がアプリケーションを電子機器にインストールすることなく、煩雑な操作を伴わず利用できることについて、創意工夫を図ること。

① 音声（ナレーション）の作成

4言語（日本語・英語・中国語＜広東語＞・韓国語）の音声（ナレーション）を作成すること。音声（ナレーション）は、当該言語を母国語とする者又は母国語と同程度に使用することができる者による録音データ若しくはそれに近い性能を持つAI等により生成された音声データを使用すること。

なお、AI等の音声を使用する場合は、事前に各スポットに対してデモンストレーションを行い、性能の確認及び使用の許諾を受けること。

② テキスト画面の作成

①で作成した音声（ナレーション）について、それぞれ4言語（日本語・英語・中国語＜繁体字＞・韓国語）のテキストで見ることができる画面を作成すること。

3言語（英語・中国語＜繁体字＞・韓国語）の翻訳原稿は、当該言語を母国語とする者又は母国語と同程度に使用することができる者に校正依頼することとし、校正に対する費用は委託料に含めることとする。

③ 計測機能の搭載

音声ガイドの利用回数（アクセス数・スポットごとの再生回数）を確認できるような仕組みを構築すること。

④ その他必要な業務

その他、音声ガイドを制作するために必要な業務を実施すること。

（2）デジタルパンフレットの制作

次の①から⑥により、スマートフォン等の電子機器で利用可能なデジタルパンフレットを制作すること。なお、デジタルパンフレットとは、A～Gの対象スポットについて、スマートフォン等の電子機器を通じて当該スポットのメインストーリーや見どころを、写真やイラスト、図解を活用して視覚的に伝えることで理解を深めるものであり、当該旅行者がアプリケーションを電子機器にインストールすることなく、煩雑な操作を伴わず利用できるようにすること。

① 写真資料の収集

対象スポットの解説用の写真資料の収集は、機構と連携を取りながら、取材等により収集することを基本とする。スポットが所有権又は著作権を持つ写真を使用する場合は、受託者において使用に必要な手続を行うものとし、その使用料等は、委託料に含めることとする。なお、委託期間終了後において使用料が発生する写真を使用することはできないこととする。

② 文章（テキスト）の作成・翻訳・校正

スポットのメインストーリーや見どころを伝える文章（テキスト）を作成し、3言語（英語・中国語＜繁体字＞・韓国語）に翻訳すること。翻訳原稿は、当該言語を母国語とする者又は母国語と同程度に使用することができる者に校正依頼することとし、校正に対する費用は委託料に含めることとする。

③ デザイン

①で収集した写真をはじめ、イラストや図解を用いながら思わず読みたくなるような分かりやすいデザインを行うこと。音声ガイドを聴き終えた後や徳島県東部の旅の後に見ることを考慮し、スマートフォンで見やすいデザインを行うこと。

④ 計測機能の搭載

デジタルパンフレットの閲覧回数が確認できるような仕組みを構築すること。

⑤ 周辺の飲食店や宿泊施設の情報を掲載すること。

⑥ その他必要な業務

その他、デジタルパンフレットを制作するために必要な業務を実施すること。

(3) 多言語デジタルガイドPR用ポップの制作

- ・対象スポットへの旅行者に利用を促すために、4言語（日本語・英語・中国語＜繁体字＞・韓国語）に対応した音声ガイド及びデジタルパンフレットをPRするポップを制作すること。
- ・スポットごとに設置できるよう、A～Gの対象スポット分を制作すること。

(4) その他、上記業務に付随する業務

- ・業務内容に対する問い合わせ対応を行うこと。
- ・業務完了後、実績報告書、収支決算書を作成して提出すること。

5 納品

(1) ～ (4) のデータを収めたDVDまたはUSBメモリ

6 事業実績報告書の提出

令和9年2月26日までに、次のとおり実績報告書を提出すること。

- ・事業実績報告書 1部
- ・収支決算書 1部
- ・その他関係資料 1式

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務終了後に提出される事業実績報告書に基づき機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、精算払いをするものとする。

8 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

9 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

10 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 成果物は受託者において肖像権、著作権の処理を済ませることとし、法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。